

平成29年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 平成30年2月5日(月) 午後2時～午後3時27分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、市川副会長、松本副会長、福田委員、寺谷委員、芝辻委員、田中委員、堺委員、河内委員、小嶋委員、池田委員、川本委員、高木委員、堀井委員、高野委員、古川委員、伊藤委員、那須委員、宮嶋委員、坂井委員、岡野委員、鷺尾委員、吉野委員、浅沼委員
- 欠席委員 佐藤委員、伊藤委員、池田委員、鈴木委員、野澤委員、古川委員
- 市職員 市川地域安全対策課長、前島環境政策課長、阿部地域福祉推進課長、田代地域コミュニティ課長、横道健康推進課長、柏木子育て支援課長、市ノ川子育て支援課主幹、日野指導室学校教育指導担当主幹、平野文化生涯学習課長補佐、青木スポーツ振興課長補佐
- 事務局 遠藤子ども家庭部長、坪井児童青少年課長、古塩児童青少年課長補佐、藤川青少年係長、布谷健全育成担当主査
- 傍聴者 0名

資料

1 会議資料

- (1) 次第
- (2) 平成29年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料
資料…平成30年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
平成29年度 府中市青少年問題協議会委員名簿
- (3) 席次表

2 参考資料

- (1) 講演資料リーフレット「犯罪の誘惑に負けない子を育てるために」
- (2) 自画撮り被害啓発チラシ
- (3) 多摩児童相談所資料「新しい社会的養育ビジョン」
- (4) けやきち通信第7号

次 第

- 1 あいさつ
- 2 講演
「犯罪の誘惑に負けない子を育てるために」

警視庁生活安全部少年育成課

3 議題

平成30年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

4 情報交換

- (1) 府中市内における少年非行等の現状について
- (2) 児童相談の現状について
- (3) 児童・生徒の現状について

5 その他

6 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

2 講演

「犯罪の誘惑に負けない子を育てるために」

本日は、「犯罪の誘惑に負けない子を育てるために」というテーマでお話をさせていただきます。私は、警視庁の心理職として採用され、少年センターというところで少年相談の専門の相談員として、相談者の話を聞くという仕事をずっとやってきまして、大勢の皆さんの前で話すことに慣れていませんので、お聞き苦しいところもあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。限られた時間ですので、3部構成で考えています。

最初に、最近の子どもを取り巻く問題の状況、それから2番目に、リーフレットを配らせていただいておりますが、これに基づいて、一昨年実施しました中・高生の規範意識に関するアンケート調査の結果を紹介させていただきます。最後に、相談員としてのこれまでの経験から申しあげたいことをお伝えできればと思っておりますので、この3部構成でよろしくお願ひします。

まずは、最近の少年の状況から説明させていただきます。警察というと、やはり非行の話から始まるのですが、簡単に言ってしまえば、非行自体は減少傾向にあります。非行少年というと14歳以上の犯罪少年、それから14歳未満だと触法少年、もう1つはぐ犯少年、不良行為がかなり進んでいて、このまま放置すると犯罪を起

こすおそれがあるという少年、これらを併せて非行少年と呼んでいますが、昨年、平成29年中の件数というのはまだ暫定値で、確定値が出ていませんが、昨年、平成29年は大体、都内で5,600人くらいになりそうなのです。

5,600という数字が多いのか少ないのかというと、10年前の平成19年は11,575人いたのです。それが、昨年は約5,600人ということで、10年間で非行少年自体は半分に減っています。これは非常に良いこと、喜ばしいことだと思うのですが、一方で、心配な状況もあります。

警視庁では、警察署や少年センターで相談を受けています。少年に関する相談、少年相談といいますが、この少年相談の件数は、昨年、大体4,500件くらいあったのですが、この件数は10年間で逆に2倍以上に増えています。

特に多いのは、犯罪までは至らないけれども、家庭でのしつけの問題。子どもがスマートフォンばかりやっていて、親が注意するとキレて大暴れする、そういったしつけの問題。あるいは家の金を持ち出してしまったという金品持ち出しの問題。そういった相談が今は多い。それから、被害に関する相談も増えています。虐待とか、交友トラブルです。中には異性関係が発展して、ストーカー的なものもあります。そういったトラブルの被害の相談も多くなっています。ですから、決して手放しで喜べるような状態ではないということです。

多くの相談者を見ていると、スマートフォンに熱中してトラブルを起こしてしまう子どもの姿とか、あるいは、子ども以上にキレやすい大人、親の問題が見えてきたりもします。特に、最近話題になっていることというのが、「自画撮り被害」という問題です。スマートフォンで自分を撮った写真。大体、顔写真から始まって裸の写真になっていったりするのですが、そういう写真をスマートフォンで送ってしまいトラブルになるという、「自画撮り被害」の問題が増えているということで、今日、私は東京都青少年治安対策本部が作ったチラシをお持ちしたのですが、実は今日、こちらに着きまして配付資料を見ましたら、この府中市から出されている「けやきち通信」の第1面に、まさに「自画撮り被害」のことが詳しく具体的に載っています。これを見ていただくとよくわかるのではないかと思います。記事の中の「自画撮り被害の一例」というのがありますが、このとおりなのです。SNS、ラインやツイッター、ゲームアプリで知り合った相手とやり取りをした。時には学校の男女の仲の良い異性が相手だったりするのですが、やり取りをしているうちに、良い人そうだからとか、仲良くしたいからということで、メールやアプリでやり取りを始めて、顔写真を交換した。それで仲良くなった頃、今度は、「顔写真だけではなくて裸の写真を送ってよ。」と男の方が要求するわけです。

最初は、「ええっ。」と思うのですが、あまりに何度もしつこく頼まれると、やはり断り切れなくなったり、嫌われると嫌だという思いから送ってしまうのです。上半身裸の写真とか、中には全身裸の写真を送ってしまう。そうすると、今度は、相手からもっと要求がエスカレートしていく。「会いにこないで裸の写真をばらまく

ぞ。」と脅されるわけです。

そうやってどんどんエスカレートしてしまうという事案です。こういった事案が増えてきていて、特に、学職別では1番中学生が多いのですが、中には小学生の被害もあるということで、「自画撮り被害に注意してください。もし、被害に遭ったら、大人や警察に相談してください」ということでやっています。実際に裸の写真を送ってしまったということになると、従来、児童ポルノ禁止法違反という法律が適用されていたのですが、これだけでは不十分ではないか、そもそも、裸の写真を送れという要求自体を取り締まれないかという声ができ、それで、2月1日にできたばかりですが、東京都の青少年健全育成条例が改正されて、今、申しあげたような、「裸の写真を送って。」と18歳未満の子に要求する行為、そこには色々と条件もあるのですが、その要求自体が条例違反として取り締まられることになりました。ですから、もし、画像を送っていないという段階でも、困っている子どもがいましたら、是非、大人、警察に相談するようにご指導いただきたいと思います。

これは逆に、子ども同士でやりあっていると、「画像を送ってよ。」と要求する加害者の方が子どもの場合もあります。18歳未満の子が、そういった要求をした場合、条例では罰則はないそうなので、ただ、いずれにしても条例に触れる行為でもあるし、もちろん、相手の嫌がる行為ですから、加害者にもならない、被害者にもならないように指導をしていただきたいと思いますという、「自画撮り被害」についての話をさせていただきました。

次に、ここからは2番目の話として、一昨年に実施したアンケート調査について説明をしたいと思いますので、ピンク色のリーフレットを出していただけますでしょうか。「犯罪の誘惑に負けない子を育てるために」というリーフレットです。開いていただくと、左側に調査の概要と書いてあります。どのような調査かという、一昨年なのですが、都内の中・高校生を対象に、規範意識に関するアンケートを実施しました。

我々、心理職の少年相談専門職員が作成したアンケートを都内、約5000人の中学生、高校生に夏休み前の時期にお配りし、協力していただきました。分析方法については、色々な質問項目があったのですが、その中の1つに、その子の規範意識が高いか低いかというのを測る項目を用意しました。どのようなものかという、中学生や高校生がやりがちな問題行動。例えば、喧嘩をして相手を殴るとか、あるいはスマートフォンを使いながら道路を歩くとか、そういった問題行動やマナー違反を11個並べて、1つずつそれぞれに対して、それをしてはいけないと思うか聞きます。そして、してはいけないと答えた項目数をその生徒ごとに合計するわけです。そうすると、11個全部してはいけないと選んだ子は最高の11点になりますし、してはいけないと1つも選ばなかった子は0点ということで、得点順に並ぶわけです。

その得点順に分布した中で、得点の高い方の3分の1のグループ、このグループ

を規範意識が高いグループと見なして、「高規範群」と、逆に得点が低い方の3分の1のグループをとって、そのグループは、「低規範群」と名付けました。この高規範群と低規範群でアンケートの回答にどのような違いがあるのか無いのかというのを比較して、示したのが、このリーフレットの2ページ目からのグラフです。これに沿って見ていきたいと思います。

まず、2ページの上です。「小学生のころまでの保護者との関係」ということについてです。質問項目が、「誕生日は家族に祝ってもらった」というのがありますが、このような自分が小学生の時にした経験、その子にとってよくあったことだと答えた割合をグラフで示している。

高規範群の方はオレンジ色のグラフ、低規範群の方は緑色の棒グラフということで比較すると、誕生日祝いは、そんなに大きな差はないのですが、その隣の、「保護者はよく話を聞いてくれた」、「困ったとき、保護者に助けてもらった」、「良いことをして保護者に褒めてもらった」とか、そういったポジティブな経験については、いずれも高規範群の方が高い割合を示したということで、規範意識の高い少年の方が、幼いころ、保護者と良好な関係を築いているというのが1つ目のグラフです。

それから、2ページの下、「現在の家庭状況」です。先ほどは小学生の時でしたが、今度は現在の家庭状況はどうかということです。例えば、「保護者に友達や学校のことをよく話すか」とか、そういったいくつかの質問について、「よくある」と答えたか、あるいは「時々ある」と答えた生徒の割合を高規範群と低規範群に分けて示したのがこのグラフです。最初の3つ、「友達や学校のことをよく話す」、「家族そろって食事をする」、「自分から手伝いをする」といった、ポジティブな状況については、高規範群の方が「ある」と答えた割合が多い。逆に、「保護者と喧嘩をする」とか、「自分の部屋などで1人で過ごす」、そういうネガティブな状況については、低規範群の方が高いということで、現在の状況についても規範意識の高い少年の方が、家庭が居場所になっているという結果です。

3ページに行きますと、今度は「家庭のしつけ」について聞きました。「身の安全に気をつけなさい」とか、「約束は守りなさい」など、そういったことについて、親からとてもよく言われていると答えた割合を示したのがこのグラフです。そうしますと、どれもしつけに関して高規範群の方がよく言われていると。ただ、1番最後の「勉強しなさい」については、それほど大きな差はなかったということで注目されますが、やはり、高規範群の方が家庭でのしつけを受けているということです。

それからその下です。「約束等を破られたなどの悔しい思いをした経験」というのを聞きました。自分が悪くないのに嫌な思いをした、不愉快な思いをした経験が「とてもある」とか、「少しある」と答えた割合を示したのが、このグラフです。これも、「友達に約束を破られた」とか、「悪いことはしていないのに保護者に疑われた」、「保護者に約束を破られた」、「ネットに自分の写真を勝手にのせられた」、「学校で持ち物を盗られた」、「保護者に嘘をつかれた」など、親との関係であれ、学校

の友達関係であれ、いずれも、高規範群の方が経験した割合が少なく、低規範群の方が不当に嫌な思いをしたという経験が多いという結果が出ています。やはり、嘘をつかれたとか約束を破られたというのも凄く傷つくでしょうけれども、中には、物を盗まれたとか、暴力を振るわれたとか、犯罪被害にあたるような被害体験については、かつてから非行少年の方が多いと言われています。ですから、被害の有無もありますし、被害を受けた時に、その子に寄り添ったケアをしてやらないと、被害少年が、また次の非行少年になっていくという悪循環もあるわけですが、このグラフがその一端を示しているということです。

それから、次のページに行きまして、「規範に関する考え方」です。「悪いことをすれば必ずばれと思うか」とか、「正直者は得ををすると思うか」など、そういう質問項目に対して、「とてもそう思う」と答えた割合を示したグラフです。これも、一貫した結果が出ております。「決まり等を守る人は周囲から好かれる」とか、「同じ学校の決まり等を守っている」、「たいていの人は誰もいなくても悪いことはしないと」と、いずれも高規範群の方が「そう思う」という回答率が高いということで、規範意識の高い少年の方が、決まりを守ることのメリットや、社会規範というものに対する一種の信頼度が高いといえますか、そういった結果が出ております。

次に、「良くないことをする時に想定する気持ちなど」についてですが、結論から言いますと、規範意識の高い、高規範群の方が、悪いことをした時の罪悪感とか後悔の念が強いということです。罪悪感がブレーキになっているという結果です。

それから、次のページに行きまして、上の、「将来の目標や『こうありたい』という気持ち」についてです。「将来の目標を持ちたい」とか、「困った人を助けられる人間になりたい」というような質問についても、高規範群の方が、「とてもそう思う」と答えた割合が高く、規範意識の高い少年の方が、自分がこうありたいという、より高い目標を持っているということです。

そして、1番最後です。少年が考える「非行などをしない理由」。これは、中々、おもしろい結果だと思しますので、説明したいと思えます。「あなたが法律を守っているのはなぜですか」という質問に、こちらから4つの理由を提示したのですが、その4つの理由がグラフに書いてあります。「家族を悲しませるから」、「被害者に迷惑をかけるから」、「法律で罰せられるから」、「将来がダメになるから」。この4つを示して、自分にとって重要な順番に1、2、3、4と順番付けをしてもらいまして、それで、このグラフは其中で、「これが1番大事だ」、「自分にとっては1番重要だ」と選んだ割合をグラフで示したものです。そうしますと、高規範群、規範意識の高い子の方は、「家族を悲しませるから」とか、「被害者に迷惑をかけるから」というものが高く、逆に、低規範群の方は「法律で罰せられるから」が圧倒的に選んだ割合が高かったのです。相対的に比べますと、規範意識の高い少年の方が、自分のことより他者のことを考えており、逆に規範意識の低い子というのは、「自分が罰せられなければいいや」、「見つからなければいいや」というような気持

がかなり強いのではないかというような結果が出ました。

このリーフレットはダイジェスト版ですが、こういった結果を踏まえて、最後のページを見ていただいて、その下の方、「犯罪の誘惑に負けない心を育むための家庭の役割」として、大きく3つの役割を指摘しています。1つはモデルの役割。大人が社会人としてモデルとなる。子どもにルールや約束を守らせるという姿を示すモデルの役割が大事ということです。2番目に、しつけの役割で、社会のルールやマナーをしっかり教えていくということも必要なのだということです。それから3番目に、安心して心が和らぐ場を提供する。つまり居場所ですね。そういうものを提供することで、子どもと保護者の強い絆から他者を思いやる心を育てることができ、そういうことを通じて、「してはいけないことは、絶対にしない」という心を身につけさせる必要があると、このリーフレットは結論付けています。

ここでは、3つのポイント、3本柱として言っていますが、最後に、私の相談員としての経験といいますか、感じていることを申し上げます。ここでは、3つ柱がありました。私はもう1つ簡単にして、非行防止や健全育成のキーワードとして、いつも2つ考えています。1つは、「枠」です。「枠づけ」とか、「枠組み」の「枠」です。それからもう1つのキーワードは、「居場所」ですね。「枠」と「居場所」、「居場所」と「枠」。これが健全育成のキーワードなのではないかなと常々思っています。

例えば、警視庁の少年センターでは、一方では補導活動を行っています。街頭補導活動で深夜はいかい等を見つけて、保護して保護者に連絡したり、引き渡したりする活動です。あるいは、最近、サイバー補導というものもご存じかと思いますが、インターネット上のサイバー空間、子どもたちがネット上で援助交際の相手を求めたり、「下着を売ります」というような書き込みをしているわけですね。そういう書き込みをパトロールして見つける。警察官であるという身分は伏せて、子どもと会う約束をして、待ち合わせたところを保護するというサイバー補導というものを、最近はしていますが、そういう補導活動を通じて、犯罪に巻き込まれる、あるいは被害に遭いそうな子どもをひとまず安全な枠の中に引き込むといいますか、引き戻す。というのが少年センターの1つの大きな活動なのですが、ただ、その枠の中に戻しても、戻したところでその子が例えば、親と関係が悪いとか、家庭で虐待やDVとか、そういう問題が起きていて、家庭内に居場所が無かったり、学校でいじめられているとか、孤立しているということで居場所がなければ、結局、また元の枠の外に戻っていくしかなくなってしまいます。それでは意味がないということで、少年センターではもう1つ、少年相談という窓口を設けています。

先ほどからご紹介していますが、私のような心理の専門職が各少年センターに配属されていまして、少年本人との面接だけではなくて、親御さんとの面接、あるいは、学校などの関係機関と連携を図りながら、立ち直りのお手伝いをする。その子が、安心、安全感を得られる健全な居場所を回復させるために少年相談という活動

をしているわけですね。

あとは、最近もう1つ、少年センターでは、立ち直り支援活動として、相談に来ている子どもなどに農業体験とか、音楽教室とか、陶芸教室といった経験をさせることで、地域での居場所づくりにも取り組んでいます。いずれにしても、少年センターでも枠機能と居場所づくり機能という2本立てでやっていくということですね。

他の機関においても、それぞれ、枠機能がお家芸のところあれば、居場所機能が得意だということもあると思います。府中市はそういう意味では、一方で府中刑務所や、医療少年院など、究極の枠機能という施設もあれば、一方で、府中の森公園や郷土の森公園などのような安らげる居場所もある。枠機能と居場所機能それぞれの機能を体現するような施設が両方揃っていると思うのですが、各機関でもそれぞれ、枠機能、居場所機能を持っていると思うのです。

枠について言うと、一口に枠機能と言っても、色々なレベルの枠機能がありますね。今日の話の中でも色々な枠機能、色々なレベルの枠機能が出てきたと思うのです。最初に申しあげた、警察での補導検挙人員は、警察が外から捕まえて補導するという枠機能によるものです。警察というのは枠機能がお家芸ですね。あるいは、その次に話しました条例改正の問題なども、結局、子どもが「自画撮り被害」というものに遭わない、「自画撮り被害」から守るために、そのルールと罰則というものを設ける。これも、そういう形で枠機能、外側の枠を設けたということだと思います。

もう少し身近なところで言えば、学校での生活指導や、家庭でのしつけというのも枠機能だと思うのです。ただ、そこは、枠を押し付けるだけではなくて、当然そこには子どもと先生の信頼関係や、子どもと親との信頼関係とかも、より段々と内面的なものになってくると思います。1番内側の枠というのが、子ども自身の心の中にある規範意識。これも大事な枠なのだと思います。悪いことをすることに自分が罪悪感を持ったり、あるいは相手や家族を悲しませたくないという思いを持ったり、あるいは、高い目標を持っているのだから犯罪をするような人間ではないのだという自己イメージが枠になる場合もあると思います。枠というのは色々なレベルの枠があるということになります。

私のような相談員はそういう意味では子どもにとって、子どもの内面のなるべく心の中の枠で自分をコントロールしてもらえるような、そういう子どもになってもらいたいと思って色々働きかけをしているのですが、中々、それがうまくいかない場合もあります。時には、強力な枠が必要な相談ケースもあります。

私が今までずっと相談をやってきて、相談ケースの第1号は、相談では立ち直れなかったケースで、30年くらい前の話になってしまうのですが、当時はシンナーが流行っていた時代でした。男子高校生がシンナーを止められないということで、お母さんが先に相談に来たのですが、本人も来て、時にはお父さんも相談に来られ

ました。それで面接をしたり、約束をしたりしても止められない。補導されても止められない、保護観察がついても駄目、鑑別所に入っても駄目。結局、最後には家庭裁判所の決定で一般短期の少年院に入ってしまった。それで、彼は最初、単独室でショックで寝込んでしまったらしいのです。それで、ある時ふと、「こんなことをしていたら自分は出られなくなる、立ち直れなくなる」と気づいて、そこからは別人のように頑張りました。少年院の中でも模範的な院生として頑張った。少年院から出てからも、シンナー仲間と縁を切って、専門学校に行って調理師の免許を取ったということです。少年院に入ったことで劇的に立ち直ったということで、当時、「相談で俺が直す。」というような気持ちがあった私としては、自分の力不足、無力感を味わった覚えがあります。

やはり、彼があれだけシンナーの依存が進んでいたから、彼にとっては来所相談という緩い枠ではなくて、少年院という強力な枠組みが必要だったのだろうなと思えばらく思っていたのですが、後になって、また新たに分かったことがあるのです。というのは、その子は少年院で「俺、このままではいけない。」と思った時に、そのことだけではなくて、親の顔とかも、やはり思い浮かんだということの後で聞いたのです。確かに、彼のお父さん、お母さんは息子を立ち直らせるために少年センターに通うというだけでも頭の下がる思いがしました。ですから、シンナーを吸い始めてからは親子喧嘩が多くなってしまい、喧嘩するからまたシンナーを吸ってしまうという悪循環もあったのですが、元々、彼はご両親から大切に育てられてきたということで、本来、彼にとって家庭は居場所だったわけです。それが何かボタンの掛け違いでつまずいてしまった。

それが、だからこそ少年院に入り、もうこれ以上逃げられないというところまで追い込まれた時に、「これ以上、親を悲しませたくない。迷惑をかけたくない。」と、立ち直ろうという気持ちを起こしてくれたみたいなのです。そうでなければ、少年院に来て、逆に自暴自棄になってしまう子もいるわけですね。もっと悪くなる子の中にはいるわけでしょうが、彼がそうならなかったのは、やはり、少年院に来るまでに親と色々あったけれども、大切に関わってもらえたこと、しつけもされたし、色々可愛がってもらえたことが大きかったのだと思います。そういう家庭が居場所だったことが、少年院で立ち直るきっかけをつかんだということではないかと思うのです。

つまり、枠の方が劇的な変化が出るので、枠だけでいつもうまくいくように思ってしまうかもしれませんが、そうではない。枠も大切だけれども、その伏線として、その子にとって居場所があるということも、やはり、すぐに結果は出ないけれども、後々それが効いてきて立ち直りの時の力になるということもあるのです。ですから、枠だけ、居場所だけでは駄目ということが言えるのではないかなと思った次第です。

もちろん、居場所というのは、家庭の問題、家庭の居場所という例を挙げました

けれども、それだけではありません。ある男子中学生で、中学2年くらいまでは結構、夜遊びをしたり、学校をさぼったりしていた子がいたのですが、中学校3年後半くらいになって、急に落ち着いてきたので、変わった理由は何なのかと聞きました。親の話、家族の話が出てくるのかと思っていたのですが、そうではなくて、小学校の時の少年野球のコーチだと言うのですね。というのは、中学生になって彼がふらふらしていたことを、その小学校時代の少年野球のコーチの方も、どこかで聞いていたみたいなのです。だから、彼を見かけると声をかけて、「しばらくだな、元気か。」「大丈夫かお前、最近ちょっと顔色が悪いぞ。」「高校には行った方がいいし、そのためにも中学校にも行っておいた方がいいぞ。」とか、声をかけてくれたらしいのですね。声をかけられると、彼も嬉しいので、「高校に行けるかどうか不安だ。」とか、そういう不安を話して聞いてもらえて、またアドバイスをしてくれる。ということで、彼の言葉を使えば、「コーチに不安な気持ちを発散することができた。それで段々、元気が出てきたんだ。」ということです。

居場所というのは、決して、家庭や学校だけではなくて、地域だって大きな力を持ち、子どもを非行から守るのですね。その地域での社会的な絆も大きいのだということも皆さんにお伝えしておきたいと思います。

最後になりますが、すでに皆さんは、色々な機関、色々な立場で、今まで申しあげたような枠機能、居場所機能、居場所づくりのために取り組んでおられると思います。また、更には時代が変わると、今回の「自撮り被害」の問題もそうですが、環境の変化に合わせて新たにすべきこと、新たな枠、新たな居場所というものが必要になるかもしれません。その時に、単独の機関だけではなくて、枠機能の得意な機関と居場所機能が得意な機関が手をつないで連携を図るという必要もあるかと思えます。いずれにしましても、今後も各機関が枠機能、それから居場所づくり、そういったことに何ができるかを見つけていきながら取り組んでいただきたいというのが本日の話です。ご清聴ありがとうございました。

【委員より質問】

枠や居場所というのも重要だと思うのですが、規範の変化というのはございませんでしょうか。例えば、かつては、お金を儲けるということは、ひょっとしたら罪悪感があったのですが、今、儲ける人がいいんだというふうになってきている。漫画や映像などで色々と影響を受けて、規範そのものが変化してきているように思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

そのようなことを指摘する学者もいるのですが、お金さえ儲ければいいのだ、というふうな基準になってきていて、小さい時から勉強はお金のためだと、スポーツはお金のためだとか。お金が悪いというわけではないのですが、どうも規範が、あるいは家庭の基準が少しずつ変わってきているのではないか。その変化に対応する

のが、大変難しいことになってきているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【講師より回答】

確かに、スマートフォンもそうですね。色々な活用とか情報が飛び交って、社会的に今までとても認められないようなことが、水面下で出回っており、それを大人だけではなく子どもも触れることで、「こういうこともあるんだ」「こういうこともできるんだ」ということで、飛びついてしまう。そういう意味では規範意識が緩んでいるという言い方もできるかもしれません。

ただ、話が単純でないのは、相談をやっていて思うのは、最近、子どもの中で、1人の子どもでも、良い子モードのところと、悪い子モードのところと、何か2つ、2つ以上持っている。

良い子モードのところは、すごく勉強を頑張るとか、前向きに頑張るとか。ところが、一方で、ブラックモードのところがあって、そこはネットの裏社会の方にすごくハマっていくということがあります。何か1人の子どもでも、多面性があるように思います。ちょうど、今の子どもたちはSNSで裏アカウントというのを作りますよね。つまり、表面上の、普通のやり取りをする時のアカウントと、人の悪口を言う時とかは別のアカウントを持っていて、悪いことは、そちらのアカウントで書き込んで発信するのですよね。あれも、すごく象徴的だと思います。

子どもが色々な顔を持っている。その中の1つが、規範意識の低いところに飛びついている。そういう危険性はあるけれど、ただ、逆にそれがすべてではない。そういうことをするから、真っ黒な子というところでもないというところが、最近の特徴であり、難しいのかなというふうに思います。

3 議題

平成30年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より、資料に基づき説明】

それでは、平成30年度府中市青少年健全育成 基本方針（案）につきまして、資料に基づきましてご説明をいたします。

お手元の会議資料、1ページからご覧ください。

この資料の構成は、1～11ページが、平成30年度青少年健全育成基本方針（案）、12～22ページが、29、30年度の本文の比較という2部構成となっております。

さて、この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、それらを反映する形で修正させていただきま

した。お忙しい中、修正にご協力をいただきありがとうございました。

それでは、12ページ以降の本文比較資料をご覧いただきながら、順次ご説明させていただきます。なお、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたことを表しておりますので、ご承知おきください。

また、若干の文言の修正、整理等をしている部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

基本方針の構成でございますが、まず、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただいております。

こちらの主な修正点としましては、前文2行目に、青少年が成長していくために必要なこととして「自己を確立し」を追加して修正いたしました。

次に、前文9行目に、インターネット等の普及に伴う青少年が巻き込まれてしまう被害が後をたたない現状があることから、「悪意のある者と青少年が遭遇する危険性が更に増大するなど」と修正しました。

また、前文12行目に下線部のとおり追加しました。

重点目標につきましては、平成29年度と同じ5項目

- 1 「心のかよう温かな家庭作りの推進」
- 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」
- 3 「豊かな創造性と情操の育成」
- 4 「相談指導体制の拡充」
- 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」

となっております。

次に、14ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、それを実現するための具体的な施策を挙げさせていただいております。

まずは、14ページの1「心のかよう温かな家庭づくりの推進」についてです。

これにつきましては、「家族のふれあい」「家庭での適切な養育」「家庭の教育力の向上」を重視し、対話や会話によって家族のきずなを深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めるとしてしています。その推進方法として、記載の(1)～(4)の施策を実施してまいります。

次に、15ページの2「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」についてですが、こちらにつきましては、ほぼ前年度同様となっておりますが、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとし、5つの施策を掲げておりますが、こちらについても大きな変更点はございません。

続きまして、16ページの3「豊かな創造性と情操の育成」でございます。

ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこと

としています。こちらの主な修正点といたしましては、(4)「ふるさと文化にふれる機会の提供」の項目です。主な変更点として、現在、小・中学校において社会科副読本を活用し、郷土への理解を深める等の活動を行っていることを踏まえ、最後の3行を付け加えました。次に、(7)「地域、家庭との連携による食育の推進」の項目ですが、学校給食センターでも「アレルギー対応食」という表現を使用していることから「アレルギー食」という表記を「アレルギー対応食」と変更しました。

続いて、18ページの4「相談指導体制の拡充」です。

ここでは、青少年や保護者の方々が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実、拡充させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。30年度は、18～19ページに記載のとおり(1)～(4)の施策を柱といたします。こちらの18ページの(3)に記載のある「けやきち通信」ですが、本日、皆様のお手元に配付させていただいております。皆様のご協力により、今回、「けやきち通信第7号」を発行することができました。例年と同じく25,000部発行し、市内各小中学校や文化センター等の施設のほか、各地区青少年対策地区委員会、健全育成協力店の方々等に配付しております。皆様のご意見・ご要望等を反映し、よりよい紙面といたたく存じますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。こちらの主な修正点としましては、18ページの(1)「相談窓口の機能の充実」の項目です。平成27年8月より開設した「子ども・若者総合相談」では、ひきこもりなど、専門的な支援を必要とする相談にも対応していることから、その旨を明記しました。次に、19ページ(4)「若者自立支援体制の構築」の項目ですが、計画的な若者自立支援体制の構築を図るため、平成32年度に改正予定の「府中市子ども・子育て支援計画」に、今後の若者自立支援に係る取り組みを盛り込むことについて、所管の審議会である「子ども・子育て審議会」で議論を行うことから、記載内容を変更いたしました。

続いて、19ページ中段の5「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。

この前文での修正点については、上から8行目からのSNS等の利用に起因する犯罪被害関係になります。脅されたり、だまされるなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられたうえ、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」は、昨今目立つようになった青少年の健全育成上の社会問題であることから、この旨を付け加えました。30年度は、記載のとおり(1)～(10)の施策を柱といたします。各施策の主な修正点としましては、20ページ(3)「いじめの未然防止と早期対応」です。下線部のとおり、「積極的な認知に取り組み」部分を追加しました。

以上、29年度と比較しながら、主な改正点を中心に、平成30年度の青少年健全育成基本方針(案)をご説明いたしました。

今、ご説明いたしました以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正をした箇所が若干ございますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

平成30年度の府中市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。どうかご審議くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

【意見、質問はなし。了承】

4 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署より説明】

府中市内における、少年非行等の現状ということですので、数字を挙げながら、説明をさせていただきます。まず、昨年1年間、府中市内では、72名の少年を非行少年として検挙しております。その内訳ですが、刑法犯が57名となっております。内訳としまして、窃盗が31名。占有離脱物横領、これはほとんど自転車なのですが、これが9名。その他、暴行、傷害などで7名を府中署としては検挙しております。次に、特別法犯として8名を検挙しております。これは、前回お話ししたかと思うのですが、河川敷を野焼きしてしまった、軽犯罪法違反です。こういったものを含むものが4名です。痴漢や客引きなどの迷惑防止条例違反、これが3名、銃刀法違反が1名となっております。銃刀法ですが、これは、ナイフを隠し持っていたということで1名を検挙しております。また、ぐ犯少年ということで、7名を児童相談所に通告しているところですが、内容としては、家庭内における保護者の正当な監督に服さないということで、暴力的な言動による粗暴行為というような内容になっております。参考ですが、府中警察署における、成人を含めた総検挙数は、371名で、そのうち、非行少年は72名ということですので、約19パーセントが少年という昨年の結果になっております。

次に、補導関係になります。昨年1年間で、451名を補導しております。内訳としましては、多いのが深夜はいかいです。深夜はいかいが325名、ゲームセンターなどの風俗営業所の立ち入りが82名、喫煙が31名、その他として10名となっております。先ほど、講演のお話であったように、サイバー補導で3名の少年を補導しています。

このサイバー補導なのですが、少年による出会い系サイトに援助交際などを目的とした書き込み、これに捜査員が応じる形でなりすまして接触を図り補導するというので、少年が犯罪に巻き込まれるのを未然に防止するというのを目的に行っております。今年はずでに2名、サイバー補導により補導をしております。これは、府中市内の少年ではなく、他の市に居住の少年なのですが、そういった活動も府中警察署としては継続的にやっているところですので。数字的なものは以上になりますが、全体的に検挙数、補導件数ともに減少傾向にあります。

ただ、昨年、特異な例として、自転車の占有離脱物横領で検挙した少年が、数

か月後に今度はコンビニで万引きをする。再犯ですね。

同一少年、あるいは同一グループによる再犯というのが、昨年、見受けられました。検挙して反省の機会を与えたとしても、家庭や学校などの少年の生活環境が改善されない限り、再び非行を繰り返すということになってしまうのかなと思います。

非行を犯した少年が、完全に立ち直るには、やはり時間等がかなりかかると思いますが、今までどおり、学校、それから「たち」の方で色々とケース会議を通じ、警察も交えて、少年にとって何が正しいのかという導きを、一緒に考えていければと考えておりますので、引き続き、皆さんとの緊密な連携を取りながら、青少年の健全な育成に資する各種対策に我々も万全を期したいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。私からは以上となります。

【意見質問はなし。】

(2) 児童相談の現状について

【委員より資料「多摩児童相談所資料『新しい社会的養育ビジョン』」に基づき説明】

私の方からは、1枚、A4の「新しい社会的養育ビジョン」と書かれているものをお配りしていただきました。これは、厚生労働省で作成している配布資料です。児童福祉関係で大きなニュースになるのは、保育所の待機児童問題が大きいのですが、それ以外に児童相談所の関係だと、虐待の件数が増えているということがあります。しかし、虐待された子どもがその後どうなったのかということがニュースになることはあまりありません。

この「新しい社会的養育ビジョン」は、8月に発表されたものですが、その後、色々な意味でニュースになることがありました。先週は新聞で取り上げられました。皆さまにもご紹介させていただきます。

これは、国の厚生労働省が所管している社会保障制度審議会、児童部会の中に設置されました、新たな社会的養育の在り方に関する検討会で、1年半くらい検討が行われ、去年の8月2日に発表されたものです。私も職務としてその審議会の傍聴を続けていました。

これが発表された経緯は、資料にあるとおり。平成28年の児童福祉法改正によって、子どもが権利の主体であるということが、まずあります。

子どもも大人と同じように人権の享有主体であるということですが、そのことと、実親による養育が困難であれば里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されたということです。要は、実親のところでもうしても暮らせない子どもたちが施設の中で集団で長い間育てられるのではなくて、

なるべくなら家庭で、実親に代わるような里親さんや、あるいは養子縁組、そういう家庭で養育することをまずは追求するべきだということが理念として児童福祉法の中に明記された、ということが大きな変化です。この改正法の理念を具体化するために厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会というものが、この検討会でした。

ポイントとしては、1つ目に、①番「市区町村を中心とした支援体制の構築」とあります。これは、先程の経緯の中で言いますと、実親による養育が困難であればということ、困難にならないように、まずは身近な市区町村が養育力の足りない家庭にテコ入れをすることを一層強くしていこうという趣旨のものです。まずは子どもたちが、少々難があっても親御さんの下で元気に生活していけるようにしていくということがあります。

2つ目は、②番「児童相談所の機能強化と一時保護改革」。これは、私ども児童相談所も色々と直すべきところがあるということになります。

また、3つ目は、③番「代替養育における『家庭と同様の養育環境』原則」。これは難しいのですが、実親のもとにいられない子どもたちが里親や施設のもとで暮らすことを代替養育と言っています。その代替養育における「家庭と同様の養育環境」、なるべく家庭、あるいは家庭と非常に近い環境の中での養育という原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底です。

これは、0歳から3歳くらいの子どもたちは家庭の中で特定の養育者との愛着関係の中で生活することがすごく大事だという経験に基づいて、少なくとも乳幼児の時期は集団で子どもたちを見るのではなくて、できるだけ家庭で子どもたちを看てもらおうということです。それを徹底していくと。

後は、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化です。施設で子どもを集団で見るにしても、なるべくなら、50人、60人を一緒に見て、食事も大食堂で一緒に食べるという形ではなく、できるだけ少人数で生活をさせるということです。これに関しては東京都もかなり進んでいて、先程申しあげた、50人、60人の子どもが大食堂で一緒に食事をするというのは、随分前から東京都では見られなくなっています。

多くの施設では、5、6人くらいの子どもに職員が交代制で2、3人関わるといった形の、小規模化とかユニット化と言っていますが、そういった形で、家そのものではないですが、家と似た、兄弟の多い家のような形での生活をさせています。大きな建物で、部屋を仕切って5、6人、1つの単位で子どもたちが特定の職員との間で信頼関係を持って生活するというをやっています。

後は、地域分散化というのは、なるべく5、6人単位のを町の中に広げていこうということです。府中市内にも、調布市内に本園を持っている児童養護施設が1つグループホームを持っています。そして、高機能化というのは、親から虐待を受けたりして、非常に心理的に難しくなっている子どもたちに対して手厚

い支援を行っていく体制をとろうということです。

④番「永続的解決（パーマネンシー保障）」というのは、なるべくなら養子縁組を推進することによって、どうしても実親の下で暮らせない子どもたちについては、法律的に安定した状態に置いて養育をするということを言っています。

また、⑤番の「代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底」。

これも地域で関係の深いところだと思います。代替養育は、先ほども申しあげたように里親や施設で子どもたちが生活をするということですが、そういったところで育った子どもたち、あるいは集中的在宅ケアというのは、元々の親元にいるのだけれども、親御さんがあまり力がないので行政やNPOなどが集中的にテコ入れをしてきた、そういう状況で育った子どもたちもいます。そういった子どもたちに対する自立支援、児童福祉法が対象としている18歳未満を超えて、20代前半から後半にかけて、青年たちの自立支援について力を入れていくということになります。養育力の低いお家や、色々な施設で育った子どもたちが、大人になった時に親のサポートというものが得られないがために、最初の就職先でつまずいてしまうと、その後、中々安定した仕事に就けなかったり、自分が頑張れるという自信がないために自暴自棄な対応をとってしまったり、あるいは、そういう若者たちを罫に嵌めようと思って待っている悪い大人も多くいますので、女の子たちであれば風俗の世界に引っ張り込まれたり、男の子たちも、暴力団に引っ張り込まれてみたり、そういった子どもたちが少なくないわけです。そういうことがないように、自立支援を徹底していくということを改革項目として挙げていました。

地域と関わりが深いものとしては、①番と⑤番かと思います。また、③番の施設の地域分散化については、府中市においても受け入れていただいているということです。

資料の1番下の「工程で示された目標年限の例」というところで、このように急進的な目標を挙げているので、児童福祉の分野の中で議論を呼んでいます。就学前の子どもについては、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに里親でできるだけ受け入れる体制を作ると書いています。愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内、それ以外の就学前の子ども、つまり3歳から6歳については概ね7年以内に里親委託率75パーセント以上を実現する、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50パーセント以上を実現するというところが、今の里親委託率というのは全国に見ても17.5パーセント、東京都でも16パーセント台なので、あまりにも無理があるのではないかとこのところ、そこは、厚労省の社会的養育専門委員会の方で、都道府県にこの目標は無理強いほしくないというところまで手直しはされているところですが、ポイントの①から⑤まで書かれていることについては、関係者等の間でもほぼ異論がなく、下の方

の急進的な目標はともかく、ポイントにあるようなことについては、今後も力を入れてやっていくというところです。例えば、毎年秋には、区市町村にも協力をお願いして、養育家庭体験発表会というものを開催させていただいて、里親さんを募集するためのイベントをもっていますが、そういうものについても、益々、力を入れていきたいと思っていますところです。私からは以上です。

【意見質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【小学校校長会より小学校の現状を説明】

まずは、日頃より子どもたちのために色々のご支援をいただきありがとうございます。子どもたちの健全育成ができるのも、皆様のおかげだと感謝しております。それでは、まず、始めに小学校の方で色々取り組んでいることを少しお話して、その後、私は生活指導の担当をしておりますので、そこで出てくるようなことについて話をしていこうと思います。

まず、今、どの小学校も、オリンピック・パラリンピックのマスコットの投票に取り組んでいます。全学級が1票ずつ持っていて、クラスで話をして、3つの中からどれがいいかというのを投票しているところです。

それから、地域に関しては、本市の子どもたちは非常に見守られて育っているなというのを思っています。特に青少対の皆様には、それぞれの地区の活動もありますし、2月17日には、綱引きのつどいもあります。どの学校も今、それに向けて準備をしているところではないかと思っています。それから、ふるさと学習もそれぞれの学校で力を入れて取り組んでいるところです。

それでは、生活指導に関することをお伝えします。今日のお話の中にも、居場所と枠組みであったり、規範意識というような言葉が出てきましたが、生活指導でたまに万引きの件が挙がってきます。万引きの件で、どちらかという小さいお子さんの万引きが多いのです。その背景というのは様々あるのですが、時代の変化というのが1つの要因なのではないのかなという話が出ています。それは、電子マネー等で、子どもがお金をやり取りしているような姿を見ないで、それで、「持って行っていいんだな。」というような誤解を生じているということもあるのではないかというようなことです。また、金融教育のアドバイスをしている方に話を聞く機会があったのですが、お小遣いがきちんと決められていないような家庭も沢山あるということを言っていました。使い終わってしまったら、また、「ちょうだい。」というような形でお金をもらっているので、お小遣いを自分でマネジメントしていないということもあるという話を伺いました。私たちは大人になるとある程度の収入を得て、その収入の中で、どのように使うかを考えながら進め

ていきます。お小遣いを自分で考えながら使うという習慣が子どものころから身に付いていないので、将来的にどうなのでしょうというようなお話を伺ったこともあります。

これは、今でも言われていますが、学校で教えないといけないこと、それから家庭で教えないといけないことが非常に曖昧になってきてしまっているところがあります。これは当然家庭で習っているというのも学校で教えずにはならないということが出てきています。家庭と学校の役割を改めて考えていかなくてはならないと感じました。私の方からは以上です。ありがとうございました。

【意見質問はなし。】

【委員より中学校の現状を説明】

日頃から、中学生を皆さまで見守っていただいたりしていることを本当に感謝しています。本日、私の方からは、中学生の現状と中学校教育の現状ということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、中学生の現状ということですが、これは実際に中学生を見ていただくのが1番良いのかなと思います。例えば、先日、成人式が行われて、その時に中学生の連合合唱団という合唱団が、各学校から選抜というか希望で集まった子どもたちが、成人の前で合唱を披露するという機会がありました。たぶん、この中にも沢山の方が見ていただいているのではないかと思います。本当に、子どもたちは一生懸命にそこにいる人たちのために歌を歌ってくれたという姿が見れたのではないかなと思います。

それから、昨日になるのですが、味の素スタジアムで東京中学生駅伝というものがあり、そちらの方でも府中のチームが活躍しました。ジェイコムさんで放映されたと思うのでご覧になった方もいると思うのですが、本当に選手たちの頑張りもありますし、それを応援する人たちの頑張り、それから和太鼓の部活、吹奏楽の部活の子どもたちが一生懸命応援をしたりしていました。ちなみに、昨日の結果は男子が9位入賞、女子が18位、総合で14位ということです。これは、区市町村50チームある中での結果ですので、府中市よりも中学生が多いところが沢山ある中でこの結果というのはすばらしかったと思います。

また、昨日、ボランティアの発表会ということで、フォーリスで活動の展示会というのがありましたが、そこで小学校や中学校の吹奏楽部等が演奏している姿が見れたかと思います。そちらを見ていただき、感じていただいていることは、中学生、小学生もそうですが、一生懸命、地域の方や色々な周りの人のために活動するという気持ちが、府中市の場合、特にあるなというのは感じています。それはやはり、何年か前と比べると非常に強くなっているのではないかなと感じて

います。

それから、生活指導の部分での話で、万引きの話や煙草というようなこともあったのですが、それは中学生にはほとんど見られません。

毎月報告があるのですが、万引きもほとんどありませんし、喫煙についてもほとんどないということですので、そういう面では良いのかなと思うのですが、やはり、課題というのはSNSや、ネット関係のトラブルというのが、どこの学校でも毎月報告され、それについての指導が行われているという現状があります。大体こういった現状は今の中学生の現状ではあるかなと思います。

次に中学校教育の現状ということで、お話しさせていただくと、先程、講師の方からいただいた資料の4ページをご覧ください。ここに「良くないことをするとき想定する気持ちなど」というところがあり、高規範・低規範群ということですが、中学校では、高規範だからどうだとか、低規範だからどうだという教育はしていません。当たり前ですが、どの子どもにも健全育成が行われるようにということでやっています。そうなってきた時に、「友達との約束を破っても気にならない」というのが、低規範の子も高規範の子も同じ割合なのですね。つまり、これはどの子にとっても大切なことなのだなと思いますし、この数字、3.8パーセントと3.7パーセントということを裏返せば、97パーセントの子どもたちが、これは良くないことというふうに、そういうふうに思うとならないということなのではないかなと思うのです。そこに友達と書いてあるのですが、実は中学校の教育では友達だけではなくて、色んなつながりのある方との絆ということを大切にしています。

それは、今、小・中連携や地域貢献ということで、小学生・中学生との連携、それから地域との連携ということで地域の方とのつながりを大切にしています。そういう方たちとのつながりが今、強くなっているのも、先程言ったような、健全育成というのが進んでいるのではないかなと思っています。そういったことで、中学校では色んな地域の人とのつながりを作る活動というのを沢山行って、今ここにいらっしゃっている方にも沢山ご支援いただいてやっているという現状がありますし、それがやはり、これから健全育成を進めていくうえでの大切なことではないかと考えていますので、是非、また今後ともご支援や見守りいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

【意見質問はなし。】

5 その他

6 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。